(一)

漁業種類	率
まぐろはえ縄漁業	○・○一％
さけ・ます漁業	○・○一％
いか釣り漁業	○・○一％
沖合等漁業	○・○一％

(二)

特定特約に係る保険期間	率
一月	二十％
二月	四十％
三月	六十％
四月	八十％
十二月	百％

二　漁船積荷保険の保険期間を漁業時期を基準として定めるもの

(一)

漁業種類	率
さけ・ます漁業	○・○一％

(二)

特定特約に係る保険期間	率
一月	二十％
二月	四十％
三月	六十％
四月	八十％

三　漁船積荷保険の保険期間を一航海に要する期間を基準として定めるもの

(一)

漁業種類	率
まぐろはえ縄漁業	○・○一％
いか釣り漁業	○・○一％
沖合等漁業（北太平洋の海域において底はえ縄又はさし網を使用する漁業（流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業を除く。）及び漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第三号に掲げる遠洋底びき網漁業に限る。）	○・○一％

(二)

特定特約に係る保険期間	率
一月	二十％
二月	四十％
三月	六十％
四月	八十％

○農林水産省告示第百七十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十九条の規定に基づき、同条の組合責任保険金額の算定の方法を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

漁船損害等補償法第百二十九条の組合責任保険金額の算定は、漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下同じ。）、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。以下同じ。）及び漁船積荷保険の保険ごとに、同一年度保険関係の純保険料の合計額から当該同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等の再保険料の金額を差し引いて得た額に、漁船保険にあっては百分の百九を、漁船船主責任保険にあっては百分の百六十を、漁船積荷保険にあっては百分の百八十を乗じてするものとする。

○農林水産省告示第百七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十条の規定に基づき、同条の再保険料率の算定方法を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定は、漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下同じ。）、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。以下同じ。）及び漁船積荷保険の保険ごとに、同一年度保険関係に係る漁船保険組合の純保険料の合計額に、漁船保険にあっては一一・一六パーセントを、漁船船主責任保険にあっては五・九八パーセントを、漁船積荷保険にあっては一四・九三パーセントを乗じて得た金額を、当該同一年度保険関係に係る政府の再保険金額で除してするものとする。

○農林水産省告示第百七十二号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十八年政令第三百七十二号）及び漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十八年農林水産省令第七十五号）の施行に伴い、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二